



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

# 政府、激甚災害に指定

## 台風21号被害等

大阪府竹内副知事らは9月19日、国に対して「台風21号による農林水産業被害への支援策の実施に関する要望書」を提出。

①被災施設の再建に係る補助事

業の発動、補助対象の拡充等、②被災農林漁業者に対する金融支援、を求めた。

政府は同月28日の閣議で、北海道地震と台風21号等による被

### 緊急要請

#### 農業会議 JA大阪中央会

大阪府農業会議は9月11日、「21号台風による農業関連被害に関する要請書」を大阪府知事に提出した。

営農再開に向け、農地、農業用施設の復旧等、必要な支援策を要望。とりわけ、急務となっているハウス等の撤去作業への対応を強く求めた。

また、農業関係の災害復旧事業の早期採択や予算確保、小規模な被災にも対応できる採択基準の緩和が必要だと訴えた。

さらに、国によるこれまで以上の支援、財源措置、被災農業者の経営相談等の支援体制を早急に整備すること求めた。

JA大阪中央会では9月12日、「台風第21号による農業関連施設等の被害に関する要請書」を府知事に提出。小規模被災の復旧を円滑に進めるための補助事業や被災農業者向けの支援事業の早期実施を要望した。

(北川)



強風によるハウス被害写真(富田林市東條地区)

### 農業被害約34億円

9月4日、近畿地方に上陸

害を、「激甚災害」に指定。復旧事業等の国庫補助率が高上げされる。大阪府では豊能町が、市町村単位の「局地激甚災害」に指定された。農水省は同日、

年金の受け取りはJAで

JAバンク大阪(JA/信連) 検索

### 主な記事

- 改正生縁法研修...2面
- 条例制定は7市に...4面
- なにわ農業賞 決まる...5面

## 風速計

昭和22年農業災害補償法制定により発足した農業共済制度。同28年の台風13号や同36年の第2室戸台風な

ど大阪農業に大きな被害をもたらした災害に対しても、この制度によって農業者の経営安定を保つことにつながった

◆同53年の農業災害補償法一部改正により、プラスチックハウス、ガラス室などを対象とした園芸施設共済が創設。

翌54年から事業が実施され、府内でも引受けを拡大してきた。ただ、現在の加入率は3割弱に留まっているという(府農業共済組合調べ)◆

9月4日に近畿地方に上陸した台風21号により府内園芸施設の3分の1に及ぶ甚大な被害。金額も30億円を超え、府内農業産出額の1割にも上った◆農業経営の早期再開、施設園芸の復旧等へ支援策の実施が急務。同時に農業共済の加入もお忘れなく。

(北川)

省  
交  
水  
国  
農

# 改正生産緑地法研修

農委、都計、JA等連携を

農業会議は9月13日、プリムローズ大阪で改正生産緑地法等に係る研修会を開いた。農業委員会議事務局をはじめ市町村農政・都市計画担当部局、JAなど約80人が参加した。

講師は国土交通省都市計画課の一言課長補佐と、農林水産省都市農村交流課の高橋課長補佐、西市民農園推進係長。9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借円滑化法」と生産緑地法施行規則改正による「主たる従事者」要件の緩和について説明するとともに、特定生産緑地の指定推進に向け、都市計画部局、農委、JA等の連携強化を呼びかけた。

また、生産緑地地区の面積要件引き下げに関する条例制定について一言課長補佐は「500平方メートルでも運用の改善で対応できるという意見もよく聞く。しかし、条例を作ることで農地を大事にするという農家へのメッセージにつながる」と話した。

## 貸付基準「柔軟な運用を」

貸借円滑化法では、生産緑地

に農地法の法定更新の例外を設け、貸借期間が終われば所有者に返すようにする。

借り手は、地産地消推進や農業体験、防災農地など都市農業の機能発揮につながる取り組みを盛り込んだ「事業計画」を策定。計画は農業委員会の決定を経て、市町村長の認定を受けることが必要（「耕作の事業」

### 〈事業計画の認定要件のうち、耕作の事業の内容に関する基準〉

| 基準（次の1、2いずれも該当必要） |   |
|-------------------|---|
| 1                 | 次のイからハまでのいずれかに該当することが必要   |
|                   | イ 地産地消<br>・主として当該市町村の区域内等で販売。<br>（「主として」は金額又は数量ベースで概ね5割）                            |
|                   | ロ ※①、②のいずれかに該当<br>①農作業体験（農業体験農園、学童農園、福祉農園等）<br>②調査研究、農業者の育成及び確保（試験ほ場、研修用のほ場）        |
| 2                 | ハ 販売目的で、かつ①、②、③のいずれかに該当<br>①防災農地協定締結<br>②環境保全<br>③都市農業振興（幅広く対応できる要件<br>→地域特産、伝統野菜等） |
|                   | 周辺的生活環境との調和   |

の基準は別表）。  
認定基準について高橋補佐は

「主たる従事者要件緩和見回り、除草、実行組合会合

「主たる従事者」の要件緩和では、貸借円滑化法により生産緑地を貸借した場合でも、所有者が主たる従事者の年間従事日数の1割以上の日数分、業務に従事すれば農委による主たる従事者証明

「幅広く解釈できる基準も盛り込んだ。柔軟な運用をして、こ

の法律による貸借を進めてほしい」とした。（北川）

の発行が可能となる。  
具体的な業務については、当該生産緑地とその周辺の見回り、除草、清掃といった良好な景観を維持するための活動や、

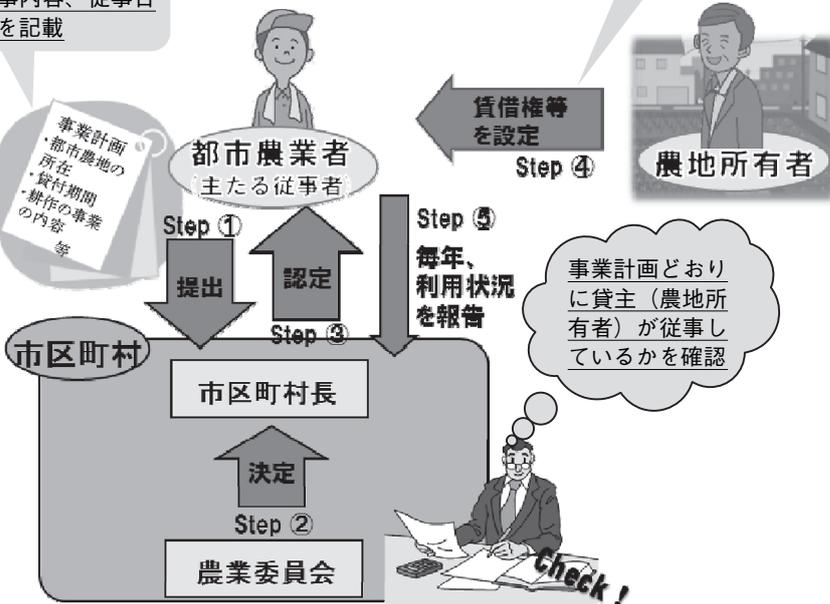
周辺住民からの相談対応、地域の実行組合、水利組合等の生産者組織への話し合いへの参加などが想定されている。（北川）

### 事業計画申請時

事業計画申請書に農地所有者が貸借後に行う主たる従事者の1割以上の従事内容、従事日数を記載

1割にカウントする従事内容：生産緑地縁辺部の見回り・除草、周辺住民からの相談等の受付・対応等

主たる従事者の1割以上の従事内容、従事日数を貸借契約書に記載



事業計画  
都市農地の所在  
貸付期間  
耕作の事業の内容等

Check!

# 生緑面積要件引き下げ

## 条例制定は7市に

大阪府はこのほど「大阪府生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定した。これにより、生産緑地の規模要件を500平方メートルから300平方メートルに引き下げた市は寝屋川市、茨木市、高槻市、東大阪市、箕面市、堺市、大阪市の7市となった(施行日は下表のとおり)。

生産緑地地区の面積要件緩和に関しては、9月末までに17農委が市長に対して農業委員会法第38条に基づく意見提出を行っており、4JAが10市に対し要望してきた。

大阪府農業委員会系統組織では現在、「都市農業振興基本法」「改正生産緑地法」を踏まえた農業委員会活動の強化に関する申し合わせ(3月16日決定)に基づき、JAグループ等と連携して意見提出等に取り組んでいる。

(田村)

生産緑地地区の区域の規模に関する条例の施行日

|      |             |
|------|-------------|
| 寝屋川市 | 平成29年12月27日 |
| 茨木市  | 平成30年3月27日  |
| 高槻市  | 平成30年3月28日  |
| 東大阪市 | 平成30年3月30日  |
| 箕面市  | 平成30年4月1日   |
| 堺市   | 平成30年7月1日   |
| 大阪市  | 平成31年4月1日   |

# 府基本方針見直し

## 農業経営基盤強化促進法

大阪府は今年度、「農業経営基盤強化促進法に基づく基本方針」(以下、「基本方針」)を見直すこととしている。

この基本方針は、府内の将来の農業の姿を見通して、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標を示し、経営改善を図ろうとする農業者への支援のあり方等について、概ね10年後の目標を定めた計画であり、5年ごとに見直すこととなっている。

今回の見直しは、昨年8月のおおさか農政アクションプランの改定や各種統計データ等を反映することとしている。

見直し案では、対象とする担

い手の確保・育成目標を現行の3100

経営体から約3000経営体に、認定農業者の労働時間を年間2000時間から1700時間程度、認定新規就農者の所得と労働時間を一人あたり250万円・1600時間から300万円・1700時間程度、担い手への農地の集積率を25%から20%とするほか、営農類型ごとの経営指標も更新するとしている。

府農政室では9月以降、見直し案をもとに市町村・JA等への説明や審議会等での意見聴取、農業者団体・関係機関等との協議を順次行い、パブリックコメントによる意見募集とともに、法律に基づくJA中央会・

農業会議との協議を経て、年内には改正基本方針を施行したいとしている。

なお本方針は市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以

下、「基本構想」の指針となるものであり、今回の改正を受けて、年明け以降、市町村の基本構想の見直しが行われる予定。

(光崎)

# 294件を認定

## 府農業経営計画認定審査会

大阪府認定農業者の認定を審査する平成30年度第1回目の「大阪府農業経営計画認定審査会」が9月12日、大阪府庁新別館北館で開かれた。今年4月の大阪府認定農業者制度改正以降、初めての審査会となった。

議長の坂本府立環境農林水産総合研究所農業大学校副校長が、38市町村から申請のあった農業経営計画294件を審査

し、いずれも認定することが適当であると認め、知事に答申した。

認定タイプ別の申請状況を見ると、地産地消に貢献している「府認定地域貢献型農業者」が最も多く287件(エコ認証含む)となった。「府認定地域営農組織」が5件。農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者と同等の経営をめざす「府認定経営強化型農業者」が2件となった。

(北川)

## 月間農政ファイル

8・23～9・22

8・29 農水省は平成29年の農作物作付面積が田畑計で407万4000畝(前年度比約0.7%減)と発表。耕地利用率は前年並みで91.7%となった。大阪は1万6000畝(約2%減)、82.2%(約0.2%減)。

8・31 農水省は、31年度予算の概算要求を財務省に提出。総額は2兆7269億円となった。ロボットや人工知能(AI)など先端技術を活用・実証する事業に新たに50億円を要求。「スマート農業」の実用化をめざす。

9・20 国交省は、国土審議会土地政策分科会の特別部会で、土地所有に関する基本制度見直しを開始。所有者不明土地を発生させないため、土地基本法に土地所有者が負うべき責務を新たに盛り込むなどして、所有者に土地の適切な管理や利用を促す考え。同省では来年の通常国会への法案提出をめざす。

農業者年金

老後の備えに

農年加入推進研修会

農業会議、府農業協同組合中央会、(独)農業者年金基金は9月14日、大阪市内で平成30年度農業者年金加入推進研修会を開き、加入推進部長ら約40人が参加した。

研修会では、まず特定社会保険労務士の藤本紀美香氏が、「公的年金制度の概要と『農業者年金』について」をテーマに

講演した。

藤本氏は、まず公的年金制度である国民年金と厚生年金の仕組みについて説明。2階建て部分である厚生年金受給者に比べ、国民年金だけでは年金額が少なく、満額でも年額約77万円ほどなので、自分で老後の備えをする必要があると訴えた。また、生命保険文化センター



「少子高齢化で年金が減っている今、自身の備えは最も重要」と話す藤本氏

ホームページからの統計資料を用いて、男性より女性の方が、配偶者の入院や万一の場合への経済的準備や老後、介護についての関心が高いことを紹介し、加入対象者として女性に訴えかけていけばどうかと提案した。

最後に、「農業者年金は任意脱退が可能であり、基金による安定的な運用体制、また加入者毎ではなく、家族分も含めて確定申告者の社会保険料控除の対象になる、という点は個人型確定拠出年金(イデコ)と異なる魅力。制度を理解し、ぜひ、将来の備えの選択肢の一つとして検討してみてはどうか」と締めくくった。

続いて、農業者年金基金企画調整室の矢野亜由子専門役による「農業者年金制度の概要と加入推進の取り組みについて」説明があった。

積立方式である農業者年金は、加入者自らの保険料と運用収益を基礎として年金額が決まるため、人口構成の変動の影響を受けにくくなっている。

また、28年度新規加入者の38%は「ほとんど知らなかった」、12%は「全く知らなかった」、

「た」というアンケート結果を紹介。特に20代、30代はその割合が例年変わらず高いままだ。「周知がまだ十分でない現状がある。特に、長くかけることで

農年加入者の声

農業者に優しい仕組み

羽曳野市・新熊和彦氏

続いて、平成29年度の加入者の声として、羽曳野市の新熊和彦氏から、加入の経緯と農業者年金の魅力について体験発表があった。

と、生涯に渡り受給でき、80歳までに亡くなっても死亡一時金として遺族が受け取れることの2点と説明。

新熊氏は、農業経営を継ぐため、平成28年9月に就農。ミカン、キンカン、ユズ等の柑橘類と野菜の栽培の傍ら、地域のボランティア活動にも携わるなど、忙しい日々を過ごしている。加入の決め手は保険料全額が社会保険料控除の対象になるこ

「就農以来、農業は安定的な収入を維持することが難しいと感じているため、経営状況によつて2万〜6万7千円の範囲内で自在に掛け金を変更できると感じる」と制度の魅力を紹介。また、「他の民間の貯蓄性商品や公的制度に比べると、農業者年金を知る手段が少ないと感じる。早く知ること

女性委員研修・意見交換会

南河内

9月20日、富田林市役所で南河内地区農業委員会女性委員情報交換会が開かれた。

農業委員会の新体制移行に伴

い、女性委員が移行前の約30人から約60人と倍増。こうした背景を踏まえて、地域農業の振興・発展に向けて女性の更なる活躍を図るため、意見交換を行うこととした。

当日は、管内の女性の農業委員および農地利用最適化推進委員12人が出席。女性委員による

情報交換ネットワークの活性化について協議したほか、農業委員会委員としての業務や地場産農産物の6次産業化などについても意見交換した。

農業会議からは、「大阪型農地利用の最適化」に向けた取り組みについて情報提供を行った。

(沼田)



自身の体験について話す新熊氏

と、加入者側の意見として参加者に呼びかけた。

(中島)

# 農地パトロールの現場から

## 解消へ粘り強く指導を継続

### 泉佐野市農委

泉佐野市農業委員会(勝間富士男会長)は8月中旬、地区ごとに農地パトロールを行った。24日には、農業委員4人、事務局2人の計6人で南中地区の巡回を行った。

南中地区は、同市西部に位置しており、農業振興地域にあたる農用地が多い。この日は、過去の調査で遊休化している農地や、今後遊休化が懸念される農

地を中心に確認。

地区内の小学校の向かいにある農地は、これまで遊休化していたが、今年から農業委員の指導のもと、田植え・収穫体験等を行う教育園として活用している。

また、何年にもわたり遊休化している農地も見られ、事情を知る委員から「子は勤めていて

る。

井阪会長は、農地保全に向けた一つの手法として、「一部の市町村では防災協力農地登録制度が導入されている。防災面で地域に貢献する農地所有者への支援を充実していく必要があるのではないか」と話す。

(沼田)

母親一人では耕作は難しいし、作業委託するのも金銭的に厳しい」などの状況説明を受けながら、遊休農地対策について協議した。

委員からは、「地域全体で農地を守るためにも、日頃勤めている若い者が地域に顔を出しやすくなるよう、委員が積極的に各会合やイベントに参加を呼びかけるべきでは」という意見も寄せられた。

巡回終了後、勝間会長は、「遊休化している農地は、条件の悪い農地が多く、農地中間管理機構に貸し付けることも困難であるが、粘り強く解消

に向けた指導を重ねることが必要だ」と意気込んだ。

(沼田)

## 後継者不足への対策が急務

### 和泉市農委

和泉市農業委員会(井阪正明会長)は8月中旬、地区ごとに農地パトロールを行った。27日には、井阪会長、地区担当委員1

人、事務局1人の計3人で府中地区を巡回した。

同地区は、大阪の花き栽培発祥の地とされる桑原地区に隣接していることもあり、古くから花きを中心とした農業が展開されてきた。

そのため農地がまともに残る箇所も多い。その中で農地を遊休化させると周囲の農家に迷惑がかかる、と厳しく指導する旨を確認。

産地として長らく維持されてきた同地区でも近年は後継者不足が進んでいる。この日の巡回では遊休農地は数件に留まっていたが、今後遊休農地が増加することが懸念さ

ラ、ベコニア、葉ボタン等)。

なにわ農業賞は、先進的な農業経営活動によって地域農業をリードするとともに、府民の大阪農業に対する共感の輪を広げ、大阪農業の存在価値の向上に寄与する農業経営者を顕彰するもの。今年で19回目を迎える。

受賞者は、10月18日に大阪国際交流センターで開かれる大阪府農業委員会大会の席上で表彰される。



花きが栽培されている農地の奥では雑草が生い茂り、対策を協議(和泉市)

花きが栽培されている農地の奥では雑草が生い茂り、対策を協議(和泉市)

なになわ農業賞決まる

農業会議は9月18日、なにわ農業賞顕彰委員会を開き、8月24日の審査委員会からの報告を踏まえて協議。その結果、いずれも顕彰基準を満たすとして6農委等から推薦された6経営体になにわ農業賞を受賞することになった。

受賞経営体は次のとおり。

野口勝巨氏(岸和田市・シュ

今年度は6経営体を受賞

ソウ)、岸本安隆氏(貝塚市・水ナス、シュンギク、キャベツ)、戸野邦浩氏(泉佐野市・キャベツ、タマネギ、里芋等)、南信宏氏(富田林市・イチゴ、ナス、キュウリ等)、稲田元正氏(松原市・青ネギ、難波ネギ、キャベツ等)、金田博充氏(大阪市・パンジー、ピオ



原野化している遊休農地を前に(泉佐野市)

# 魅力的な売り場作りのために

## POP作りなど研修

府担い手育成総合支援協議会(中谷清会長)は9月11日、泉南府民センタービルで研修会を開催し、農業者を含む農産物直売所の経営者等13人が出席した。研修会は農業会議、府泉州農と緑の総合事務所との共催。講師は大阪府6次産業化プランナーで株式会社スタッフワーク代表の坂元雄二氏。「さらに魅力的な売場にするために！」

## 研修における留意点を説明

### 農の雇用事業説明会

農業会議は9月19日、大阪市内で、農の雇用事業説明会・研修会を開催した。

今回の説明会の対象となったのは、平成30年6月1日研修開始の平成30年度第1回募集及び30年8月1日研修開始の第2回募集で採択された、府内の8農業経営体と8人の研修生。

その他、関係機関として、近畿農政局、府農政室、農業委員会事務局、市町村農政担当課の職員が出席した。

第1部の事業説明会では、冒頭に近畿農政局山本就農支援事業係長が人材育成への取り組みの

と題して陳列やPOP作りのテクニックを説明した。

坂元氏はまず、人間の脳の仕組みについて説明。人間は左側の映像を視覚処理能力の高い右脳で処理し、右側の映像を言語処理能力の高い左脳で処理する。また、映像を見る際に人の目は左から右へ動く傾向がある。このため、一番オススメしたい商品は左端に面積を広くと

重要性について話した。続いて、農業会議から事業実施上の要件や留意点、助成金交付申請に必要な書類の作成方法について説明した。

続く研修会では、特定社会保険労務士の橋本将詞氏が「農業における労務管理について」と題して講演。労務管理において、労働基準法等が規定する労働条件を雇用契約の中で明示することや、農業では労働時間や休日、割増賃金等において適用除外項目があるが、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿の整備とともに、労災への対応として適切な労働時間の管理は非常に重要であるとした。

て配置し、一段高くする、装飾するなどして目立たせることがポイントだとした。

また、商品の陳列にあたっては多くの商品を整然ときっちり並べず、わざと品薄にしたり、バラつかせるなどして「売れている感」を演出することもテクニックの一つだと紹介した。商品POPに関しては「写真やイラスト」「品名」「キャッチコピー」「説明文」の4つの要素

「労働契約や就業規則による「労働におけるルール」づくりに加え、評価制度を整備することが、従業員の充実感ややる気を引き起こさせるには有効であると述べた。

続いて、大阪府農業共済組合大野係長が、平成31年から新たに導入される「収入保険制度」



労務管理について説明する橋本氏

が必要だと説明。写真やイラストで目を引き、キャッチコピーと品名で興味をそそり、説明文で客の買う気を高めて最後の押しをすることで、販促効果の



キャッチコピーに悩みつつ各自POPを作成した

あるPOPが出来上がるとした。値段入りのものではなく、これに価格と量を付け加える。研修会の後半では、実際にPOPを作成。参加者は坂元氏の指導を受けつつ頭をひねり、会心の作品を作り上げた。坂元氏は、「デザインセンスの良さは理論の上になり立っている。直売所はお客様の反応がすぐに分かる厳しくもやり甲斐のある仕事なので、研修会の内容を活かして欲しい」と話した。(田村)

の具体的な内容について説明があった。その後行われた第2部の交流会では、研修修了生と今年度採択の研修生、経営体の経営主の2班に分かれ、それぞれで意見交換を行った。

経営主の班では、主に、事業取り組みへのきっかけや、人材育成でのこだわりについて、規模拡大を行うため事業の活用にも踏み切り、研修生には仕事を全面的に任せ、成果報酬制にして責任を持たせるようにしているといった話があった。事業活用以前から研修生を受け入れ、育てる上では研修生の自主性を引き出し、考える力を身につけさせる事を重視しているといった

また、研修修了生と研修生の班では、まず研修修了生が研修の成果や今後の抱負などを発表。最初は憧れが強いまま農業という体力的にも大変な職に就き四苦八苦していたが、今では一通りの作業がこなせるようになって、仕事を任せてもらえるようになったという話。また、独立するために早い段階で指導者や関係機関に伝え、研修においても指導者から技術を盗む姿勢で取り組んでいたのが、農地の確保につながったといった経験談に、今年度の研修生は聞き入っていた。(中島)

# 農委大会提出議案など審議

## 第17回理事会

農業会議は9月18日、J Aバンク大阪信連事務センターで第17回理事会を開いた。

第1号議案では、理事会運営規定一部改正について承認。第2号議案では、10月18日開催の平成30年度大阪府農業委員会大会提出議案を決定した。

報告事項では、9月11日に府知事に提出した「21号台風による農業関連被害に関する要請書」について説明。

大阪府からの情報提供として、農業経営基盤強化促進法に基づく府基本方針見直しについて説明を受けた。

### 大阪府農業委員会

職員協議会(会長・木挽枚方市農委事務局長)は9月10日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで平成30年度第2回農地法等業務推進検討会を開いた。

冒頭、改正農地法による全面コンクリート張りの農業用ハウスを農地扱いとする際の施設の基準について、農水省で検討会が開かれ、具体化に向けた協議が進められていることを報告。第1回業務推進検討会で各市町村より挙げられた事項とあわせて、全国農業会議所を通じて現場の意見・課題として情報提供

# 遊休農地対策等で意見交換

## 第2回業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会(会長・木挽枚方市農委事務局長)は9月10日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで平成30年度第2回農地法等業務推進検討会を開いた。

その後、各市町村からの相談事例について意見・情報交換を実施。農地利用状況調査における遊休農地としての判断基準や、地図(公図)混乱地域の取り扱い、買取り申し出時の農家の主たる従事者証明の証明事務等について情報交換した。

### お知らせ

## 一般参加者2000人募集

農業会議は、10月18日(木)開催の農業委員会大会に、一般参加者2000人(先着順)を募集する。

大会では、第2部で東京大学大学院農学生命科学研究科の鈴木宣弘教授が「食と農と地域の未来のために」をテーマに講

## 第30回常設審議委員会

大阪府農業会議は9月18日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで第30回常設審議委員会を開いた。

第1号議案の農地法第4条、第5条及び第18条の規定に基づく意見聴取に回答する件(茨木市、能勢町、池田市、和泉市、阪南市、堺市、河南町、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、八尾

市、東大阪市、枚方市、四條畷市農業委員会会長)については、20件(2万631平方メートル)を許可やむを得ないと認める旨、回答することを議決した。

報告事項では、21号台風による農業関連被害に関する要請、平成30年度大阪府農業委員会大会提出議案について説明した。大阪府からは、農業経営基盤強化促進法に基づく大阪府基本方針の見直しについて情報提供

## 東大阪市で農委研修

東大阪市農業委員会(大西博会長)は9月14日、同市役所で委員研修会を開いた。農業会議からは鈴木専務理事

木宣弘教授による基礎調講演

大阪府農業経営者会議会員による大阪産農産物の展示

その他 一般参加ご希望の方は、住所・氏名・年齢を記載のうえ、ハガキ又はFAXにて10月15日までに農業会議へ。

FAX 06.6941.5725

第2部 東京大学大学院の鈴木宣弘教授が「食と農と地域の未来のために」をテーマに講

があった。

回答の内容は次のとおり。

### 【第1号議案】

| 件数   | 面積(平方メートル) |
|------|------------|
| 第4条  | 4          |
| 第5条  | 1万6980     |
| 小計   | 2万 448     |
| 第18条 | 1 183      |
| 合計   | 2万 631     |

(第4条、第5条案件の農地区分別件数は、3種農地11件、2種農地8件)

兼事務局長が出席し、改正生緑制度等について報告した。

## 情報提供活動の強化を

10、11月は新聞普及強調月間

都市農地・農業に関わる制度・法律の改正など、農業情勢が大きく動くなか、農業者に対する的確な情報提供活動が農業委員会の重要な役割となっている。

農業委員会系統組織は農業情勢を分かりやすく伝えるツールとして全国農業新聞の普及に取り組み、大阪府農委系統組織では9、11月を後期普及強調月間としている。より一層の普及活動が求められる。

# 様々な分野から農の可能性探る

## 大阪市都市農業振興セミナー

9月12日、グランフロント大阪で「大阪市内の農地活用アイデアをみんなで考えよう！」をテーマとして「アイデアソン」が行われた。

アイデアソンはアイデアとマラソンを掛け合わせた造語で、様々な分野の人々が集まって議論し、新たなアイデアを創り出したり、ビジネスモデルを構築

する取り組み。今回は農家の他、デザイナーや福祉、ボランティア、エネルギーなど多分野の参加者約20人が集まった。

会ではまず、大阪市内の花壇苗農家である金田博充氏から経営内容や悩みについて、J A大阪府から大阪市内の農業の概要について説明。その後、グループに分かれて議論した。

あるグループは、近年空き家対策が社会的課題となっていることもあり、空き家を利用して植物工場ができないか検討。その際には高付加価値野菜を生産し、障害者雇用も組み合わせるアイデアが示された。

また、金田氏の入ったグループからは、製菓メーカーと協力して機能性のある花を生産できないか、紙のメーカーと協力して鉢植えや道具を紙に置き換えできないかといった案が出た。その他、住宅メーカーと協力

してベランダ菜園を大規模で実施する、ボランティア団体と近郊の農家を繋いで作業の提供をスムーズに提供する方法など、様々な意見が出された。今後、具体的なプランとして実現が期待される。

大阪市都市農業振興セミナーは「大阪市内の農業の未来を考える！学ぶ！7日間」と銘打って大阪市内の農業従事者及び都市農業に興味がある市民向けに11月までの間実施している。

(田村)



異業種の参加者らが互いにアイデアを出し合った

# 寄稿

本年8月、当会は創立70周年を迎えました。昭和22年11月19日、農業協同組合法が公布され、当会年史によれば、大阪府内で同法に基づく農業協同組合の設立認可は昭和23年1月から8月までに206組合になったとい

います。これに加え、設立当初の単位農協は組織基盤が脆弱であったことから、農協設立の進展に伴い、連合会組織のもとに農協の力を結集して農協本来の目的を達成しうる強固な基盤を確立しようとす



## 創立70周年を迎えて

大阪府信用農業協同組合連合会

代表理事専務 尾崎 清昭

る気運が高まり、信用事業の連合会として当会「大阪府信用農業協同組合連合会（J Aバンク大阪信連）」が設立されました。昭和23年8月27日のこと

です。農業に従事し長男(所謂正組合員の次世代)であったことから、縁あって大阪信連で職を得、33年余となります。70年という大阪信連の歴史の中では半分にも満たず、当会を今日の姿

にしてベランダ菜園を大規模で実施する、ボランティア団体と近郊の農家を繋いで作業の提供をスムーズに提供する等方法など、様々な意見が出された。今後、具体的なプランとして実現が期待される。

存在意義、役割・使命を十全に果たせるよう役職員一同、業務に邁進し、この70周年を次の10年、その次の10年へ繋げるための起点にしたいと考えています。最後に、本欄においては、少々堅苦しい内容になり恐縮するところですが、折角の機会を頂戴したので日頃の感謝と決意を込めて執筆させていただきました。

以来、70周年を迎えることができましたのも、会員J Aはもとより関係各位の皆様からのご指導、ご鞭撻並びにご理解の賜物であり深く感謝申し上げます次第です。私事になりますが、父が

まで築き上げてこられた先輩諸氏に改めて感謝の念に堪えないところでです。

今般、当会では70周年を契機に経営理念を再構築しました。J Aバンク大阪信連は最適な

一員として、利益追求第一でない協同組合の特性を活かし、ご利用者のお役に立つことを第一義に取り組み所存です。当会の

◆筆者の紹介(おさき きよあき)

昭和36年生まれ。昭和60年大阪府信用農業協同組合連合会に入会。総務部長、業務部長、常務理事を経て、平成29年6月より現職。